

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

- 釜房ダム貯水池における湖沼特定事業場に係る汚濁負荷量規制基準 (環境対策課) 一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件) (共同参画社会推進課) 二
- 救急医療機関の認定 (医療整備課) 二
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可 (長寿社会政策課) 二
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の廃止の届出 () 三
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 三
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 () 三
- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 三
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧 (農村整備課) 四
- 過疎地域自立促進特別措置法に基づく基幹道路の工事の一部完了 (道路課) 四
- 土地区画整理組合の理事についての届出 (都市計画課) 四
- 宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(五件) (教育庁高校教育課) 五
- 宮城県柴田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託 () 六
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所) 六
- 土地改良区の定款変更の認可(五件) () 七
- 土地改良区の定款変更の認可(二件) (東部地方振興事務所) 七

公 告

告 示

- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁高校教育課) 八
- 議 会
- 宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の施行状況の公表 選挙管理委員会 一〇
- 宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示 一〇
- 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正 一〇

○宮城県告示第五百三十四号

湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第七条第一項の規定により、釜房ダム貯水池の指定地域における湖沼特定事業場から排出される排水の汚濁負荷量に係る規制基準を次のとおり定め、平成二十二年七月一日から施行する。

なお、昭和六十三年宮城県告示第五百三十三号(釜房ダム貯水池における湖沼特定事業場に係る汚濁負荷量規制基準)及び平成五年宮城県告示第三百三十号(釜房ダム貯水池における湖沼特定事業場に係る汚濁負荷量規制基準)は、平成二十二年六月三十日限り、廃止する。

平成二十二年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

規制基準は、昭和六十三年四月一日(りん含有量に係る規制基準)あつては、平成五年四月一日以後に新たに設置される湖沼特定事業場(以下、「新湖沼特定事業場」といふ。)であつて汚水処理施設等を設置する事業場以外のものについては第一号に掲げる算式により、新湖沼特定事業場以外の湖沼特定事業場(汚水処理施設等を設置する事業場を除く。)については第二号に掲げる算式により、汚水処理施設等を設置する事業場については第三号に掲げる算式により、それぞれ算出した汚濁負荷量とする。

$$一 L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$$

$$二 L = \{ a \cdot Q^{b_1} \cdot (Q - Q_0) + a_0 \cdot Q^{b_0} \} \times 10^{-3}$$

$$三 L = C \cdot D \cdot Q \times 10^{-3}$$

なお、算式において、L、Q、Q₀、C、a、b、a₀、b₀及びdは、それぞれ次の値を表すものとする。

L 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)

Q 排水の量(単位 一日につき立方メートル)

Q. 規制基準の適用の際における排出水の量(単位 一日につき立方メートル)
 C 化学的酸素要求量に係る規制基準にあつては排出水に適用される水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)に基づく化学的酸素要求量又は生物化学的酸素要求量に係る排水基準(単位 リットルにつきミリグラム)、りん含有量に係る排水基準(単位 リットルにつきミリグラム)
 a、b、a₀及びb₀。次の表に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表に定める数値

項目	数		値	
	a	b	a ₀	b ₀
化学的酸素要求量	一四八	〇・九五	一四八	〇・九五
りん含有量	九・九三	〇・九四八	九・九三	〇・九四八

d 次の表に掲げる項目の区分に応じ、同表に定める数値

項目	数値
化学的酸素要求量	一・〇
りん含有量	一・〇

○宮城県告示第五百三十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 特定非営利活動法人 アナザーライフ

- 一 代表者の氏名 葛野 晃一
- 二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区一番町二丁目八番十八号仙台中央ビル七階
- 三 定款に記載された目的 この法人は、多重債務者や経営危機に陥つたり、経営破綻した経営者とその家族及び従業員に対して、精神的立ち直りと雇用促進を支援し社会復帰に関する事業を行い、社会の活性化に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年四月二十八日

○宮城県告示第五百三十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。
 平成二十二年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人 ソイプラム

一 代表者の氏名 吉田 竹子

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区中山四丁目十三番十八号

三 定款に記載された目的 この法人は、精神障害当事者やその家族等に対して、当事者の自立支援に関する事業を行い、当事者およびその家族等が互いに支え育ちあえるような、地域に根ざした精神保健福祉活動に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年五月七日

○宮城県告示第五百三十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。
 平成二十二年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
宮城社会保険病院	仙台市太白区中田町字前沖一四三	平成二十一年十月二十日	平成二十四年十月十日

○宮城県告示第五百三十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設として、次のとおり許可した。
 平成二十二年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日

〇四五〇二八〇〇六〇	介護老人保健施設 長山番地 石巻市広瀬字長山二〇〇番	医療法人海邦会	平成二十二年三月一日
〇四五〇二八〇〇七八	医療機関併設型小規模介護老人保健施設 網小 石巻市長渡浜杉十三番地の三	医療法人陽気会	平成二十二年四月一日

〇宮城県告示第五百三十九号

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第九十九条第二項の規定により、介護老人保健施設の開設者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十二年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四五〇二八〇〇四五	施設の名称及び所在地 老人保健施設 長山 石巻市広瀬字長山二〇〇番地	開設者の名称又は氏名 医療法人育正会	廃止年月日 平成二十二年二月二十八日
-------------------------	--	-----------------------	-----------------------

〇宮城県告示第五百四十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二〇二〇〇六〇二	みやぎこうでねいと ファミリアホーム石巻 石巻市八幡町二丁目三番十二号	共同生活介護	特定非営利活動法人みやぎこうでねいと	平成二十二年五月一日
〇四二二四〇〇一一〇	矢本愛育会ケアホーム 東松島市矢本字太子 前三百二十四番三三三	共同生活援助	社会福祉法人矢本愛育会	平成二十二年五月一日

〇宮城県告示第五百四十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

より告示する。

平成二十二年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一〇三〇〇一八〇	事業所の名称及び所在地 さくら学園 塩竈市杉の人四・三八	廃止した指定障害福祉サービスの種類 福祉サービスの種類 就労移行支援	設置者名 社会福祉法人 人嶋福祉社会	廃止年月日 平成二十二年三月三十一日
---------------------	------------------------------------	--	--------------------------	-----------------------

〇宮城県告示第五百四十二号

障害者自立支援法平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
〇四一五二〇〇六五八	就労支援センター ウィングル・ヒューマンサポート宮城野 仙台市宮城野区榴岡五・一・二十三 国際航空業仙台Kビル一階	株式会社ウィングル・ヒューマンサポート	平成二十二年四月三十日
〇四一五五〇〇五五二	就労支援センター ウィングル・ヒューマンサポート 仙台市泉区高森二・一・四十二 世紀プラザ研究センター三階	株式会社ウィングル・ヒューマンサポート	平成二十二年四月三十日
〇四一五五〇〇五七八	ピアサポートセンター 仙台市泉区黒松二丁目三十一番九号 杉本ビル二階	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	平成二十二年四月三十日

〇宮城県告示第五百四十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十二年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所

平成二十二年 七月一日	女川鹿町郡	全 域	午前十一時から 午後四時まで	女川町公民館
同 七月二日	牡鹿川町郡	全 域	午前九時から 午後二時まで	女川町公民館
同 七月七日	南本吉陸町郡	歌 津	午前九時三十分から 午後四時まで	歌津保健センター
同 七月八日	南本吉陸町郡	志 津 川	午前九時三十分から 午後四時まで	志津川公民館
同 七月九日	南本吉陸町郡	志 津 川	午前九時三十分から 午後二時まで	戸倉公民館

○宮城県告示第五百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業新田地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年五月二十八日から平成二十二年六月二十四日まで

三 縦覧場所

栗原市役所及び栗原市若柳総合支所

○宮城県告示第五百四十五号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った基幹道路の工事の一部を完了したので告示する。

平成二十二年五月二十一日

路線名	工 事 区 間	宮城県知事	村 井 嘉 浩
本郷鷲沢線	加美郡加美町谷地森字新本郷前七三番地先から同町谷地森字新山ノ神二番一地先まで	橋梁架替	平成二十二年 四月五日

○宮城県告示第五百四十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

石巻市蛇田中央土地区画整理組合

二 事務所所在地

石巻市蛇田字新金沼四百一番地

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所

小川 信 一 石巻市丸井戸三丁目一番四号

○宮城県告示第五百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

角田市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

角田都市計画下水道事業

2 名称

角田市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十三年三月十四日から平成二十三年三月三十一日まで」を「昭和五十三年三月十四日から平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第五百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

柴田町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

柴田都市計画下水道事業

2 名称

柴田町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十年三月二十九日から平成二十三年三月三十一日まで」を「昭和五十年三月二十九日から平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第五百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年四月一日次のとおり委託した。

平成二十二年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区苦竹四丁目一番二十号 株式会社仙花

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百五十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年四月一日次のとおり委託した。

平成二十二年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百五十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年四月一日次のとおり委託した。

平成二十二年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百五十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年四月一日次のとおり委託した。

月一日次のとおり委託した。

平成二十二年五月二十一日

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉二丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部
 名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百五十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年四月一日次のとおり委託した。

平成二十二年五月二十一日

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉二丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部
 大崎市古川新田字昭和三十七番地一 高橋畜産 代表 高橋 正紀

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百五十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県柴田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年四月一日次のとおり委託した。

平成二十二年五月二十一日

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉二丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部
 柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三 みやぎ仙南農業協同組合

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴瀬川土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年五月二十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 幸夫

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十二年四月一日	照井 節雄	地 加美郡加美町下狼塚字松原三十六番	理事
平成二十二年四月一日	田中 善章	地 大崎市三本木新沼字南野土四十二番	理事
平成二十二年四月一日	木村 敬悦	地 大崎市三本木蒜袋字塚田百六番地	理事
平成二十二年四月一日	佐藤 健	地 加美郡加美町四日市場字岡ノ内七番	理事
平成二十二年四月一日	今野 啓司	大崎市古川中沢字高道十七番地	理事
平成二十二年四月一日	森田 和男	加美郡加美町字岡町八番地	理事
平成二十二年四月一日	中山 茂穂	大崎市三本木字町浦四十一番地二	理事
平成二十二年四月一日	早坂 博	地 大崎市古川新沼字行人塚北三十七番	理事
平成二十二年四月一日	佐藤 勇幸	加美郡加美町菜切谷字屋敷十九番地	理事
平成二十二年四月一日	佐藤 秀雄	加美郡加美町羽場字屋敷四十九番地	理事
平成二十二年四月一日	阿部 一恵	大崎市古川堤根字上屋敷四十四番地	理事
平成二十二年四月一日	横山 廣	大崎市三本木新沼字高原二十五番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十二年三月三十一日	照井 節雄	地 加美郡加美町下狼塚字松原三十六番	理事

平成二十二年三月三十一日	田中善章	地	大崎市三本木新沼字南野土四十二番	理事
平成二十二年三月三十一日	木村敬悦	大崎市三本木蒜袋字塚田百六番地	理事	
平成二十二年三月三十一日	佐藤健	地	加美郡加美町四日市場字岡ノ内七番	理事
平成二十二年三月三十一日	高橋裕悦	大崎市古川引田字入倉下三十三番地	理事	
平成二十二年三月三十一日	森田和男	加美郡加美町字岡町八番地	理事	
平成二十二年三月三十一日	中山茂穂	大崎市三本木字町浦四十一番地二	理事	
平成二十二年三月三十一日	早坂博	地	大崎市古川新沼字行人塚北三十七番	理事
平成二十二年三月三十一日	佐藤勇幸	加美郡加美町菜切谷字屋敷十九番地	理事	
平成二十二年三月三十一日	佐藤秀雄	加美郡加美町羽場字屋敷四十九番地	理事	
平成二十二年三月三十一日	阿部一恵	大崎市古川堤根字上屋敷四十四番地	理事	
平成二十二年三月三十一日	横山廣	大崎市三本木新沼字高原二十五番地	理事	

○宮城県告示第五百五十六号

旧迫川右岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十二年五月十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年五月二十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋幸夫

○宮城県告示第五百五十七号

志田郡桑折江土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十二年五月十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年五月二十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋幸夫

○宮城県告示第五百五十八号

鳴瀬川土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十二年五月十一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年五月二十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋幸夫

○宮城県告示第五百五十九号

加美郡西部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十二年五月十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年五月二十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋幸夫

○宮城県告示第五百六十号

涌谷町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十二年五月十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年五月二十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋幸夫

○宮城県告示第五百六十一号

登米市東和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、平成二十二年五月七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年五月二十一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐々木 昭 男

○宮城県告示第五百六十二号

鳴瀬土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、平成二十二年五月十三日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年五月二十一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐々木 昭 男

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年五月二十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡利府町神谷沢字館ノ内五十五番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市泉区寺岡四丁目二番地の七
坂下咲希恵

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年五月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 七十キロリットル
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書による。
- 3 納入期限 平成二十二年六月二十五日 午前十一時
- 4 納入場所 宮城県石巻市 石巻漁港内 「宮城丸」

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 百七十キロリットル 平成二十二年八月 百八十キロリットル 平成二十二年十一月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該数量以上の同物品を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十二年六月二日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八四三三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 伊藤 康弘 電話〇二二・二二一・三六二一）

2 入札説明書の交付期限

平成二十二年六月二日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年六月二日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十二年六月七日午前九時から平成二十二年六月十五日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十二年六月十五日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時及び場所までとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十二年六月十六日午前十時 教育庁会議室（宮城県庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十二年宮城県規則第十九号）第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

- 6 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 詳細は、入札説明書による。

大 様 取

- Summary
- 1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.2) 70 Kiloliters
 - 2 Deadline for Delivery : June 25, 2010
 - 3 Place of Delivery : Miyagimaru, Shinomaki Port, Miyagi Prefecture
 - 4 Deadline for Bid : June 15, 2010, 5 : 00 p.m.
 - 5 Contact Person : Yasuhiro Ito, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan, TEL: 022-211-3621

議 会

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号。以下「条例」とする。）第二十一条の規定により、平成二十一年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

平成二十一年五月二十一日

宮城県議会議員 山 和 純

- 平成21年度
- 1 公文書の開示請求の件数及び処理状況

条例第4条の規定による公文書の開示の請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

受付件数	処 理 状 況						
	開 示	部分開示	非開示	存否応答拒	文 存 在	取 下 げ	処 理 中
6	3	3	0	0	0	0	0

（注）「存否応答拒否」とは、請求のあった公文書の存否を明らかにしない決定を言い、「文書不存 在」とは、請求のあった公文書を保有していない決定を言う。

2 異議申立ての状況

条例第6条の規定による決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てがあったものは、次のとおりである。

(1) 件数及び処理状況

異議申立て件数	処 理 状 況						
	決 却	棄 却	認 容	一部認容	取 下 げ	審 理 中	そ の 他
0	0	0	0	0	0	0	0

（注）「その他」とは、宮城県議会情報公開審査会に未だ諮問されていないものを言う。

(2) 件名及び処理状況

異議申立て年月日	件 名	処 理 状 況
	な	し

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十九号
宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会
委員長 佐 藤 健 一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示
宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。
別表第一医療法人育正会赤坂病院の項、別表第一の二医療法人育正会老人保健施設長山の項を削る。

附 則
この告示は、平成二十二年五月二十一日から施行する。

○宮選管告示第六十号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十一日

宮城県選挙管理委員会
委員長 佐 藤 健 一

柴田町民体育館の項を削る。